

避難所における
新型コロナウイルス感染症
対策マニュアル

令和2年7月

南砺市

目次

I 目的・方針

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 方針
 - (1) マニュアルの方針・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
 - (2) マニュアルの章構成・・・・・・・・・・・・ P 1
 - (3) マニュアルの対象者・・・・・・・・・・・・ P 1
 - (4) マニュアルの改訂・・・・・・・・・・・・ P 1
- 3 新型コロナ感染症対策の考え方・・・・・・・・ P 2

II 事前準備

- 1 専用スペースの確保・・・・・・・・・・・・ P 3
- 2 感染症対策物資の確保・・・・・・・・・・・・ P 3
- 3 緊急時対応や連絡先の整理・・・・・・・・ P 3
- 4 新型コロナ感染症防止に関する避難行動の周知・・・・・・・・ P 4

III 災害時の対応

- 1 感染症予防用の物資の準備・・・・・・・・ P 5
- 2 避難所運営従事者の安全対策・・・・・・・・ P 5
- 3 役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 4 避難所における感染症対策
 - (1) 専用スペースの設営・・・・・・・・ P 6
 - (2) 受付・誘導・・・・・・・・ P 6
 - (3) 避難所内の感染症対策・・・・・・・・ P 7
 - (4) 物資配給・・・・・・・・ P 9
 - (5) 感染者等の状況が悪化した場合・・・・・・・・ P 10
 - (6) 感染者等からの要望・相談・・・・・・・・ P 10
 - (7) 情報収集・連絡・・・・・・・・ P 10
- 5 避難所閉鎖・・・・・・・・ P 10
- 6 その他
 - (1) 支援団体等、来訪者の感染症対策について・・・・・・・・ P 10
 - (2) 感染者の移送について・・・・・・・・ P 11
- 7 連絡先一覧・・・・・・・・ P 11

- IV 様式、資料、参考資料・・・・・・・・ P 12

I 目的・方針

1 目的

新型コロナウイルス（以下「新型コロナ」という。）感染症については、依然として収束する見込みがたっておらず、このような状況下において、大地震や風水害などの災害が発生し、避難所を開設した場合に備え、新型コロナ感染症に対応した避難所対策が必要となっています。

本マニュアルは、避難所における新型コロナ感染症の感染拡大を予防し、避難者及び避難所運営に従事する職員等の安全を守るために策定するものです。

2 方針

(1) マニュアルの方針

国は、令和2年4月7日付け事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」により、避難所における新型コロナ感染症対策の留意事項をまとめ、技術的助言として示しており、市の対策は、これらを踏まえ講じるものとします。

(2) マニュアルの章構成

このマニュアルは、次のとおり構成されています。

章	概要
I	マニュアル作成の目的や方針、構成など
II	施設が事前に準備しておくこと
III	災害時における避難所の感染症対策の手順など
IV	様式、資料、参考資料

(3) マニュアルの対象者

避難所の運営に関わる者（以下「避難所運営従事者」という。）を対象とします。

- ① 施設管理者及び施設職員
- ② 参集指定職員
- ③ 避難所運営者
- ④ 避難所運営に従事することになった避難者

(4) マニュアルの改訂

このマニュアルは、新型コロナ感染症対応の検証や他のウイルス感染症拡大の状況などにより、適時見直していきます。

3 新型コロナウイルス感染症対策の考え方

新型コロナウイルス感染症への対策として、クラスター（集団）の発生を防止することが重要です。

このため、避難所における新型コロナウイルス感染症対策は、密閉空間、密集場所、密接場面の3つの密がそろうような条件を回避し、避難所内でのクラスターの発生を防止することが基本となります。避難所運営業務において、感染症対策に疑義が生じた場合は、この基本に沿っているかをまず考えてください。

《3つの『密』を避ける！》

- 1 換気の悪い密閉空間 ⇒ こまめに換気をしましょう！
- 2 多数が集まる密集場所 ⇒ 可能であれば自宅にとどまりましょう！
- 3 間近で会話や発声する密接場面 ⇒ 必ずマスクを着用しましょう！



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



厚労省 コロナ 検索



出典：首相官邸 HP より

II 事前準備

1 専用スペースの確保【施設管理者】

平時から施設管理者は、一般の避難者が滞在する避難スペースや体育館等とは別に、濃厚接触者及び発熱等により新型コロナの感染の疑いのある者（以下「濃厚接触者等」という。）などの避難者の専用スペースを設定してください。

- ① 専用スペースは、会議室等を活用します。避難所が学校施設の場合は、教室や多目的室などを活用します。
- ② 濃厚接触者等により、3つのケースを想定し、それぞれの専用スペースを確保します。以下、便宜上、3つのスペースの名称を次のとおりとします。

名称	対象者
専用 A	・健康観察期間中の濃厚接触者で37.5℃以上の発熱または咳や息苦しさを有する者 ・発症前14日以内に海外渡航歴があり、37.5℃以上の発熱または咳や息苦しさを有する者
専用 B	健康観察期間中の濃厚接触者（発熱等の症状が無い者）
専用 C	濃厚接触者以外で発熱等の症状を有する者
一般	専用A～Cに該当しない者

専用A～Cのスペースについては、それぞれ部屋を男女別に確保することが望ましいですが、困難な場合は、一つの部屋をビニールシートやパーテーションで区切るなどの対応を行います。

- ③ トイレ・手洗い場も濃厚接触者等の専用とし、可能な限り一般の避難者と動線を分けるようにします。（携帯トイレや簡易トイレの設置も検討）
- ④ 学校については、児童・生徒が在校している場合についても考慮し、専用スペースを設定します。【資料③】
- ⑤ 一般の避難者が滞在するスペースでも、「3密」状態を避けるため、避難者同士の距離を可能な限り2m確保（最低1m）するよう設定する。
- ⑥ 飛沫感染防止のため、高さ1～2m程度の間仕切りを可能な限り配置する。

2 感染症対策物資の確保【施設管理者】【参集指定職員】【避難所運営者】

避難所運営従事者向けのマスク、消毒液、ハンドソープ、非接触型体温計、使い捨て手袋、フェイスシールド、感染防護服の備蓄場所・備蓄数を確認し、不足している場合には救援物資班（行革・施設管理課）に連絡し、防災センター倉庫などから必要数を補充します。

3 緊急時対応や連絡先の整理【施設管理者】【参集指定職員】【避難所運営者】

避難所内で感染の疑いのある避難者が確認された場合に備えて、緊急時の連絡先（健康課や県厚生センター）を整理しておきます。

4 新型コロナ感染症防止に関する避難行動の周知【総務課】

避難とは「難」を「避」けること、つまり安全を確保することです。避難所の3密（密閉、密集、密接）を防ぐため、市民に対し、避難所への避難だけではなく、避難行動には様々な種類が

あることを理解していただく必要があります。

避難所以外への避難の検討を進めていただくため、南砺市広報や市ホームページ等を通じて、以下の点について市民へ周知を図ります。

①風水害時

台風等の風水害時には、市からの避難情報等を確認の上、避難します。特に、高齢者等避難に時間がかかる方、またはこのような方と一緒に避難する方は、自らの避難行動について、早めに検討します。

(避難方法に関する検討事項)

- ・ご自宅の場所のハザードマップ（水害・土砂災害）を確認し、浸水又は土砂災害の危険のおそれがない場所に居住している方は、ご自宅に留まり安全を確保することも可能です。
- ・浸水想定区域・土砂災害警戒区域内に居住している方は、市からの避難情報等に基づき、避難所などの安全な場所に避難をしてください。なお、避難情報の発令前に安全な場所にある親戚や知人宅に避難する際は、避難先での新型コロナの感染リスクに十分配慮することが必要です。
- ・豪雨等により、屋外避難が危険な場合は、ご自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに頑丈な上層階等の安全な場所があればそこに移動したりするなど、命を守るための最善の行動をとります。

②震災時

大規模な震災時には、避難生活が長期化することが予想されます。避難生活での環境変化による体調不良を起こすこともあります。また、密集を回避する点からも、自宅で居住継続が可能な場合は、「在宅避難」を検討します。

そのため、日ごろ、家具の転倒・落下防止対策や、水や食料などの必要な物を備蓄（最低3日間）しておくことが重要です。

(避難所へ避難する際の備え)

- ・避難所に人が多く集まることで、新型コロナの感染が拡大するリスクがあります。そのため、避難所に避難する際にはマスクを着用する等、感染リスクに十分配慮します。
- ・また、避難所内での接触機会を減らすため、体温計・消毒液等の衛生品やタオル・歯ブラシ等の清潔品、水・食料など必要な物は、各自であらかじめ、できる限り確保した上で避難します。

Ⅲ災害時の対応

以下の手順等に基づき、避難所運営従事者は新型コロナウイルス感染症に配慮した避難所対応を行ってください。

1 感染症予防用の物資の準備

新型コロナウイルス感染症対策用の物品を確認してください。不足の場合は災害対策本部（総務課）または救援物資班（行革・施設管理課）に報告し、補充依頼してください。

- ① マスク、使い捨て手袋
- ② フェイスシールド、感染防護服
- ③ アルコール消毒液、ハンドソープ
- ④ 非接触型体温計
- ⑤ 間仕切り（パーテーション、ビニールシートなど）
- ⑥ 案内表示物（含手指衛生、咳エチケットのポスター等）

※筆記用具など、通常の避難所運営設営で使用するものは記載していません。

2 避難所運営従事者の安全対策

次のとおり、感染症予防を行ってください。

- ① マスク、使い捨て手袋を着用し、新型コロナウイルスの感染予防を行います。
※専用スペース（A～C）の従事者は、フェイスガードも装着します。
※専用スペース（A～B）の従事者は、感染防護服も装着します。
- ② 手洗いをこまめに行い、適宜アルコール消毒液で手指消毒を行います。
- ③ 定期的に検温を行い、また、自身の体調変化に注意します。
- ④ 発熱、咳等の症状がある場合は、ただちに業務を中断し受診するか、電話で感染症対策担当課（健康課）に相談します。

3 役割分担

避難所運営従事者で話し合い、次のとおり、新型コロナウイルス感染症対策の役割分担をしてください。

役割	内容
① 専用スペース設営 (主に開設時)	専用スペースの整備（片付け、仕切り等）、案内や動線の表示
② 受付	避難者の検温、健康状態の聞き取り、受付
③ 誘導	避難者の案内、誘導
④ 物資	マスク、消毒液等の準備、配置、補充
⑤ 濃厚接触者等の対応	濃厚接触者等の相談、要望等の聞き取り
⑥ 情報収集、連絡	濃厚接触者等の状況把握、災害対策本部への連絡等

※役割は、避難所の状況に応じて追加・変更してください。

4 避難所における感染症対策

(1) 専用スペースの設営

災害対策本部からの指示を受け避難所を開設する場合は、事前に設定している濃厚接触者等の

専用スペースを、以下の要領で設営してください。

- ① 濃厚接触者等の専用スペースとなる室内の物品等を片付けます。
- ② 濃厚接触者等が複数いる場合は、できるだけ室内を仕切り、個室の状況にするのが望ましく、仕切りはパーテーション、段ボール、ビニールシートなどを利用します。

《専用スペースと対象者》

名称	対象者
専用 A	・健康観察期間中の濃厚接触者で37.5℃以上の発熱または咳や息苦しさを有する者 ・発症前14日以内に海外渡航歴があり、37.5℃以上の発熱または咳や息苦しさを有する者
専用 B	健康観察期間中の濃厚接触者（発熱等の症状が無い者）
専用 C	濃厚接触者以外で発熱等の症状を有する者
一般	専用 A～C に該当しない者

- ③ 専用 A～C のスペースについては、それぞれ部屋を男女別に確保することが望ましいですが、困難な場合は、パーテーションやビニールシートで区切り、可能な限り要配慮者や妊産婦、乳幼児と離れた位置での対応を行います。
また、濃厚接触者等の人数の拡大に備えて、予備の専用スペースについても選定しておきます。

※間仕切りなどの方法は、各施設の状況に応じて実施してください。

- ④ 一般避難者との接触を避けるため、ロープ等で立入制限区域の表示を行います。
- ⑤ アルコール消毒液、ゴミ袋、相談シートなどを用意します。

なお、ゴミ袋には、専用スペース分であることがわかるようマジックで明記します。

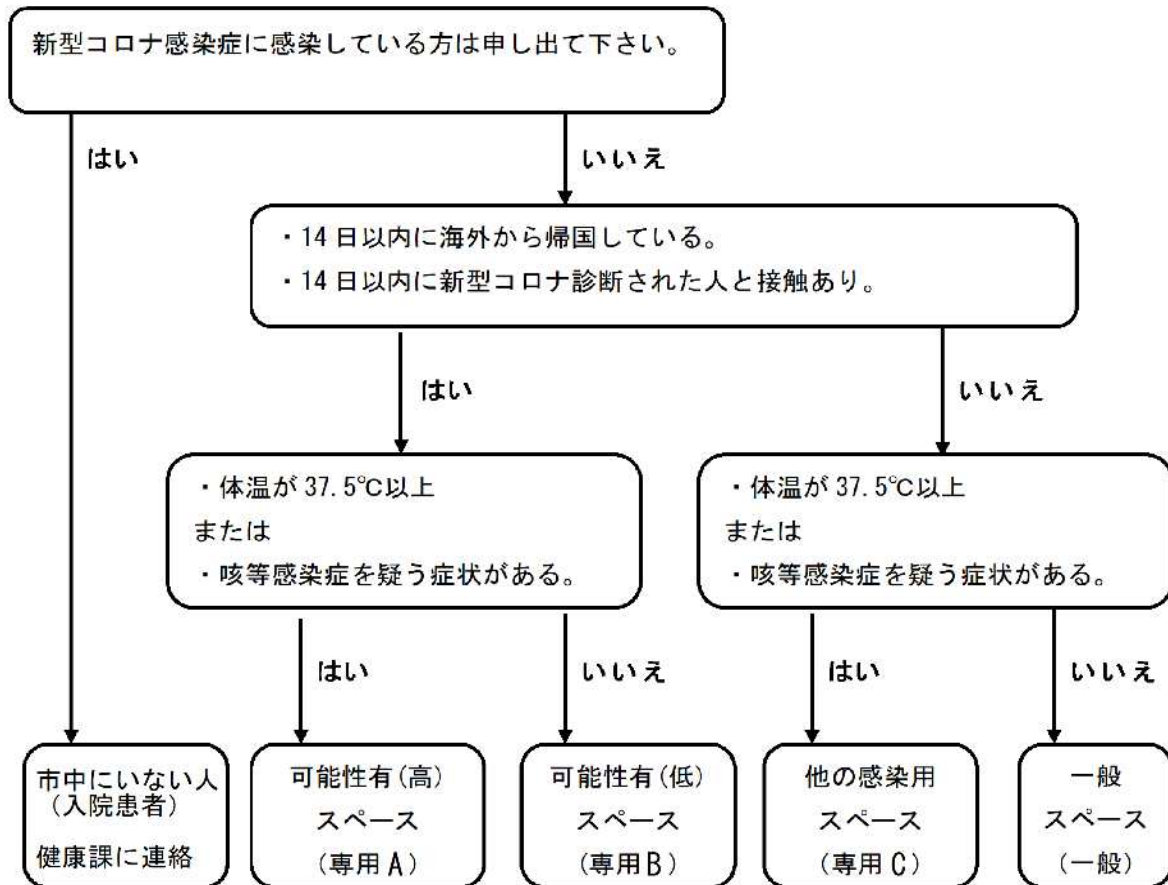
(2) 受付・誘導

避難所運営従事者は、避難者全員の検温、健康状態の聞き取りを事前受付にて行い、専用（A～C）と一般に誘導し、それぞれで受付を行ってください。【資料①】

【事前受付】

- ① 一般避難者受付と濃厚接触者等受付を準備します。その際、一般避難者と濃厚接触者等の動線が交わらないようにします。
- ② マスク、アルコール消毒液、非接触型体温計を準備します
- ③ 非接触型体温計の電源を入れ、体温計が正常に作動するか確認します。
- ④ アルコール消毒液を、検温場所に設置します。
- ⑤ 避難者に1～2mの間隔を開けさせて、1列に並べます。
- ⑥ 避難者に、アルコール消毒液で手指消毒させます。
- ⑦ 非接触型体温計で、体温計の測定センサー部分を額と垂直にし、額から約3センチメートル離して計測します。計測の際は、避難者と距離を保つようにします。
- ⑧ 検温と合わせて、新型コロナウイルス感染の有無や咳などの症状が無いか聞き取りを行い、フローチャートにより、受付に誘導します。

《検温時のフローチャート》



【受付・誘導】

- ① 避難者に1～2mの間隔を開けさせて、1列に並べます。1台の記載台で、一度に2人以上記載させる場合は、隣と1m以上の間隔を開けるようにします。
- ② 受付時、避難者に手指消毒をさせ、マスクを着用していない避難者には着用するよう促し、マスクを持っていない場合はマスクを渡し着用させます。
- ③ 新型コロナ感染症予防について説明します。
- ④ 受付後、濃厚接触者等は専用スペースに案内します。
- ⑤ 濃厚接触者等が来所した場合は感染症対策担当課（健康課）に連絡する。

(3) 避難所内の感染症対策

避難者と避難所運営従事者への新型コロナ感染症の伝播を予防するため、次の対策を行ってください。

ア 衛生環境の維持

- ① 手指消毒用のアルコール消毒液を、次の場所などに設置します。
 - ・避難所（入口、避難所内）
 - ・受付場所
 - ・トイレの出入口
 - ・物資配給場所
 - ・その他必要な場所
- ② 避難所内の通気性を保つため、窓を開け、換気を行います

- ・避難所内では密閉を避け、常時、窓などを開け外気を取り入れるようにしてください。
- ・寒さで常時窓の開放が困難な場合でも、1時間に2回程度換気を行ってください。
- ・夏季や冬季で窓を閉めてエアコンを使用する場合でも、1時間に2回程度、窓を開けて換気をしてください。
- ・台風などの風水害時は、風雨の影響が少ない窓を探して開けるなど、できる限り外気を取り入れるよう努めてください。
- ・避難所内に扇風機等を配置し、取り入れた外気を循環させてください。

- ③ 避難所内の物品及び施設等は、定期的に、または目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えます。
- ④ 嘔吐物などの清掃は、嘔吐物を取り除いた後、消毒液を浸み込ませたペーパータオル類で拭きます。

イ 感染予防

- ① 各避難者（家族の場合は家族単位）には、できるだけ距離を開けて過ごすとともに、避難者同士の交流は極力避けるよう伝えます。
- ② 避難者に対し、1日1回、検温及び健康状態の聞き取りを行います。
- ③ 一般避難者と専用スペースの避難者同士が接触しないように、避難所内でのエリアを明確にし、また動線も交わらないようにします。
- ④ 避難所内（入口、掲示板、洗面所及びトイレ等）に、マスクの着用、手指衛生、咳エチケットのポスター等を掲示します。また、感染予防について、定期的にアナウンスし注意喚起します。
- ⑤ 避難者には、「3密」回避等の感染症予防と、発熱等の症状が出たらすみやかに避難所運営従事者に申し出るようアナウンスをします。
- ⑥ マスクを着用していない避難者には着用するよう声をかけ、マスクが無い避難者にはマスクを渡し着用させます。
(避難所運営従事者分のマスクは、避難者分とは別にして必ず確保しておきます)。
- ⑦ 新型コロナ感染者が使用したトイレのドアノブ、ペーパーホルダー、水洗レバー、便器フタ及び便座等については、消毒液（家庭用漂白剤濃度0.1%）を浸み込ませたペーパータオル類で拭きます。

ウ 一般避難者が発熱等の症状を発した場合

- ① 一般避難者が、発熱、咳、息苦しさ（呼吸困難の場合は救急車を呼びます。）、強いだるさ（倦怠感）などの症状を訴えた場合は、隔離し（専用Cなどへ移動）、電話で感染症対策担当課（健康課）に相談します。
- ② 避難者全員の検温及び健康状態の聞き取りを行い、ほかに症状を発している者がいないか確認します。検温等により、症状が確認された避難者は①と同様に取り扱うものとします。
- ③ 症状を発した避難者の居住スペースや避難所内の物品等については、消毒液（アルコール消毒液または家庭用漂白剤濃度0.05%）を浸み込ませたペーパータオル類で拭きます。

エ ゴミの処理

- ① 避難所内の良好な衛生環境を保つため、ゴミはあふれさせないよう避難者に周知します。
- ② ゴミ袋からこぼれたゴミは、感染予防のため素手では拾わず、清掃用具などを使用します。
- ③ 廃棄の際はゴミ袋の口をしっかりと閉じ、あらかじめ決められたゴミ集積場所に、濃厚接触者等の専用スペースから出たゴミ袋（表示がある）と分けて置きます。

オ 避難所内の禁止行為

避難者が次の行為を行っている場合は、直ちにやめるよう注意してください。

- ① 息が上がるような運動
- ② 大声を出す、歌う
- ③ マスク未着用での会話

※特に食事中はマスクを外すため、会話を控えるよう避難者に周知してください。

(4) 物資配給【資料②】

給食や生活用品等の物資配給では、濃厚接触者等、避難所の一般避難者、在宅避難者の3つのケースを想定して対策を行います。

従事者は、手洗い、手指消毒のうえ、マスク、使い捨て手袋、フェイスシールドを必ず着用してください。

ア 濃厚接触者等への配給

- ① 専用スペース出入口付近に机等で配給場所を設けます。
- ② 物資を渡す場合は、接触しないように配給場所に物資を置き、避難者に取りに来てもらうようにします。

イ 一般避難者への物資配給

給食や日用品等の配給時は、密集状態にならないように以下の手順で配給します。

《給食》

- ① 給食担当者は、手指消毒のうえマスク、手袋を着用します。
- ② 配給場所となるテーブルなどは、消毒液（アルコール消毒液または家庭用漂白剤濃度0.05%）をペーパータオル類に浸み込ませて拭き、飛沫感染を避けるためビニールで仕切りを作ります。
- ③ ボランティアによる炊出しがある場合は、ボランティアの検温及び聞き取りを行い、手指消毒のうえマスク、手袋を着用させて従事させます。
- ④ 配給場所が密集しないように、避難者をいくつかのグループに分け、グループごとに時間差を置いて配給場所に案内するようにしてください。
- ⑤ 給食時、配給場所が密集しないよう、避難者に1～2mの間隔を開けさせて1列に並べるなど誘導を行います。
- ⑥ アルコール消毒液を用意し、並んでいる避難者にマスクを着用してもらい、給食を受け取る前に手指消毒を行わせます。
- ⑦ 給食を渡すときは、一度テーブルに置いてから避難者に受け取ってもらうなど、手渡しを避けるようにします。
- ⑧ 食物アレルギーを防ぐため、原材料の包装や献立表を掲示して正確な情報を提供します。
- ⑨ 濃厚接触者等が残した給食は他の残食と区別して、ゴミ袋に「感染対応」等として表示します。

《生活用品等》

給食の対応を参考に、避難者同士の密集及び避難者への直接の手渡しを避けるようにします。

ウ 在宅避難者への配給

- ① 在宅避難者に、アルコール消毒液で手指消毒を行わせます。
- ② 受付で検温・健康状態の聞き取りを行い、問題が無ければ、配給場所を案内します。

- ③ 自宅療養中の新型コロナ感染者及びその同居の家族等の濃厚接触者、上記②により発熱等が確認された避難者（「在宅感染者等」）については、受付から離れた場所に待機させ、避難所運営従事者が必要な物資を配給場所で受け取り、玄関前や部屋の前に置いたものを取ってもらうなど、できるだけ対面しないよう工夫して避難者に渡します。

(5) 濃厚接触者等の状況が悪化した場合

発熱等の症状者の体調が悪化した場合等（※）は、救急車を呼んでください。

(6) 濃厚接触者等からの要望・相談

感染者等から、生活用品等の要望や避難生活における相談を受ける場合は、以下の手順にそって対応してください。

- ① 感染者等からの物資の要望は、相談シート（様式3）に記載してもらい、封筒などを利用した回収袋に入れてもらうようにして、対面による聞き取りは行いません。
- ② 相談シートを回収し、必ずマスク・使い捨て手袋・フェイスガードを着用のうえ、内容を確認し対応します。
- ③ 生活用品等の物資の要望については、配給場所に要望の物資を置き、声をかけ受け取りに来てもらいます。
- ④ 医療・健康に関する相談などは、感染症対策担当課（健康課）に引き継ぎます。
- ⑤ 使用した相談シートは、ビニール袋に入れて保管します。なお、個人情報に関するものもあるので、保管場所の選定には注意します。

(7) 情報収集・連絡

避難所内における新型コロナ感染症に関する情報を集約し、災害対策本部（総務課）や感染症対策担当課（健康課）に連絡し、指示を受けます。

5 避難所閉鎖

災害対策本部からの指示を受け避難所を閉鎖する場合は、次のとおり対応してください。

(1) 撤去作業

- ① 避難所の撤去作業を行う際は、マスク、手袋を着用します。
- ② 濃厚接触者等が出したマスク等のゴミについては、他のゴミと区別がつくように、ゴミ袋に「感染対応」等の表示をします。
- ③ 施設の原状回復に当たっては、感染症対策担当課（健康課）と相談のうえ、避難所内の必要な個所及び感染症対応に使用した資機材の消毒を行います。

6 その他

(1) 支援団体等、来訪者の感染症対策について

災害時は、他の自治体職員、医療・福祉関係の災害時派遣職員、ボランティアなどが支援に来ます。また、マスコミの取材や避難者の身内が避難所に尋ねてくることもあります。

このような場合も、避難者の受付と同様に、手指消毒及びマスクを着用の上、検温、健康状態の聞き取りを行ってください。

（留意事項）

- ・避難所のマスクは、避難所運営従事者（応援職員も含む）及び避難者用ですので、来訪者には渡さないでください。
- ・来訪者が検温等で問題は無いもののマスクを用意できない場合は、避難所内には入れず訪問先の避難者を呼び出すなどで対応してください。
- ・来訪者が検温等で問題があった場合は、感染症対策担当課（健康課）の指示を受けてください。

（２）感染者の移送について

国の技術的助言には、「新型コロナウイルス感染症の場合は、軽傷者であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意すること。」と明記していることから、濃厚接触者等を避難所に長期にわたって避難させることは考えていません。このため、避難所から別の避難施設等への移送について検討しています。今後、移送方法を検討のうえ、本マニュアルに反映させていただきます。

7 連絡先一覧

名称	電話番号	備考
南砺市総務課 (災害対策本部事務局)	23-2003 52-6340(FAX)	避難所状況報告
南砺市健康課 (感染症対策担当課)	23-2027	濃厚接触者等に関する連絡・相談
南砺市行革・施設管理課 (救援物資班)	23-2051	物資要請時
富山県砺波厚生センター	22-3511	市健康課から相談

IV 様式、資料、参考資料

【様式1】

受付時 健康状態チェックリスト

●太枠の中の項目についてご記入ください。

受付日：令和 年 月 日

避難所名

氏名（ふりがな）	年齢
男・女	歳

チェック項目		
1	あなたは新型コロナウイルスの感染が確認されている人の濃厚接触者で、現在健康観察中ですか？	はい・いいえ
2	普段より熱っぽく感じますか？	はい・いいえ
3	呼吸の息苦しさ、胸の痛みはありますか？	はい・いいえ
4	においや味を感じないですか？	はい・いいえ
5	せきやたん、のどの痛みはありますか？	はい・いいえ
6	全身がだるいなどの症状はありますか？	はい・いいえ
7	吐き気がありますか？	はい・いいえ
8	下痢がありますか？	はい・いいえ
9	からだにぶつぶつ（発疹）が出ていますか？	はい・いいえ
10	目が赤く、目やにが多くないですか？	はい・いいえ
11	現在、医療機関に通院をしていますか？（症状： ）	はい・いいえ
12	現在、服薬をしていますか？（薬名： ）	はい・いいえ
13	そのほか気になる症状はありますか？	はい・いいえ
	※「はい」の場合、具体的にご記入ください	
14	避難所での行動に際し、介護や介助が必要ですか？	はい・いいえ
15	避難所での行動に際し、配慮を要する障がいがありますか？	はい・いいえ
	※「はい」の場合、障がいの内容をご記入ください	
16	乳幼児と一緒にですか？（妊娠中も含む）	はい・いいえ
17	呼吸器疾患、高血圧、糖尿病、その他の基礎疾患はありますか？	はい・いいえ
	※「はい」の場合、具体的にご記入ください	
18	てんかんはありますか？	はい・いいえ

（以下は、受付担当者が記入します）

体温	℃	受付者名	
滞在スペース・区画		（発熱・要支援・専用）	

※滞在スペース・区画欄には、避難する建物や部屋の名称および区画番号などを記入する

避難者健康チェックシート

氏名（ふりがな）	年齢
男・女	歳

		(避難所名：)													
		／	(月)	／	(火)	／	(水)	／	(木)	／	(金)	／	(土)	／	(日)
		朝	°C	朝	°C	朝	°C	朝	°C	朝	°C	朝	°C	朝	°C
		昼	°C	昼	°C	昼	°C	昼	°C	昼	°C	昼	°C	昼	°C
		夜	°C	夜	°C	夜	°C	夜	°C	夜	°C	夜	°C	夜	°C
体温測定															
息苦しさ	★ひとつでも該当すれば「はい」に○ ・息が荒くなった(呼吸数が多くなった) ・急に息苦しくなった ・少し動くと息がある ・胸の痛みがある ・横になれない・座らないと息ができない ・肩で息をしたり、ゼーゼーする	はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ	
におい・味	においや味を感じない	はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ	
せき・たん	せきやたんがひどい	はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ	
だるさ	全身のだるさがある	はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ	
吐き気	吐き気がある	はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ	
下痢	下痢がある	はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ		はい・いいえ	
その他	★その他の症状がある ・食欲がない ・鼻水・鼻づまり・のどの痛み ・頭痛・関節痛や筋肉痛 ・一日中気分がすぐれない ・からだだにぶつぶつ(発疹)が出ている ・目が赤く、目やにが多い など	はい・いいえ (症状)		はい・いいえ (症状)		はい・いいえ (症状)		はい・いいえ (症状)		はい・いいえ (症状)		はい・いいえ (症状)		はい・いいえ (症状)	
チェック欄															

相談シート

ご相談・ご要望がありましたら、太枠内を記載してください。
 なお、内容によっては、ご希望に添えないこともありますのでご了承ください。

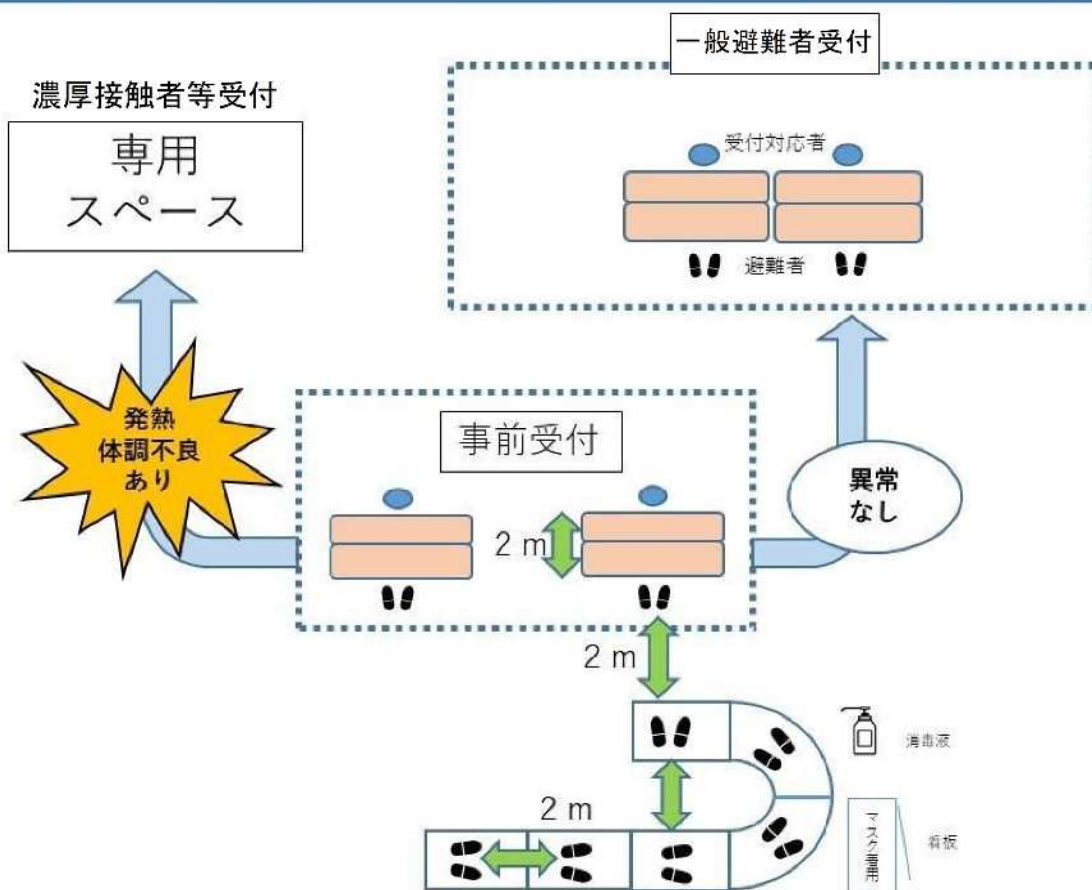
年 月 日

専用スペース (○を付けてください)	お 名 前
A・B・C	

※処理欄

日時： 年 月 日 午前・午後 時 分	担当者：
(対応した内容)	

事前受付のレイアウト（例）



事前受付で行うこと

【発熱や体調の確認（問診）】

- 体温計による体温の確認
- 息苦しさがあるか
- 味覚・嗅覚障害があるか（味や匂いを感じられない）
- 咳やたんがひどくなっているか
- 全身倦怠感があるか（起きているのがつらいか）
- 嘔吐や吐き気が続いているか
- 下痢が続いているか（1日3回以上の下痢）

【発熱や体調不良がない場合】

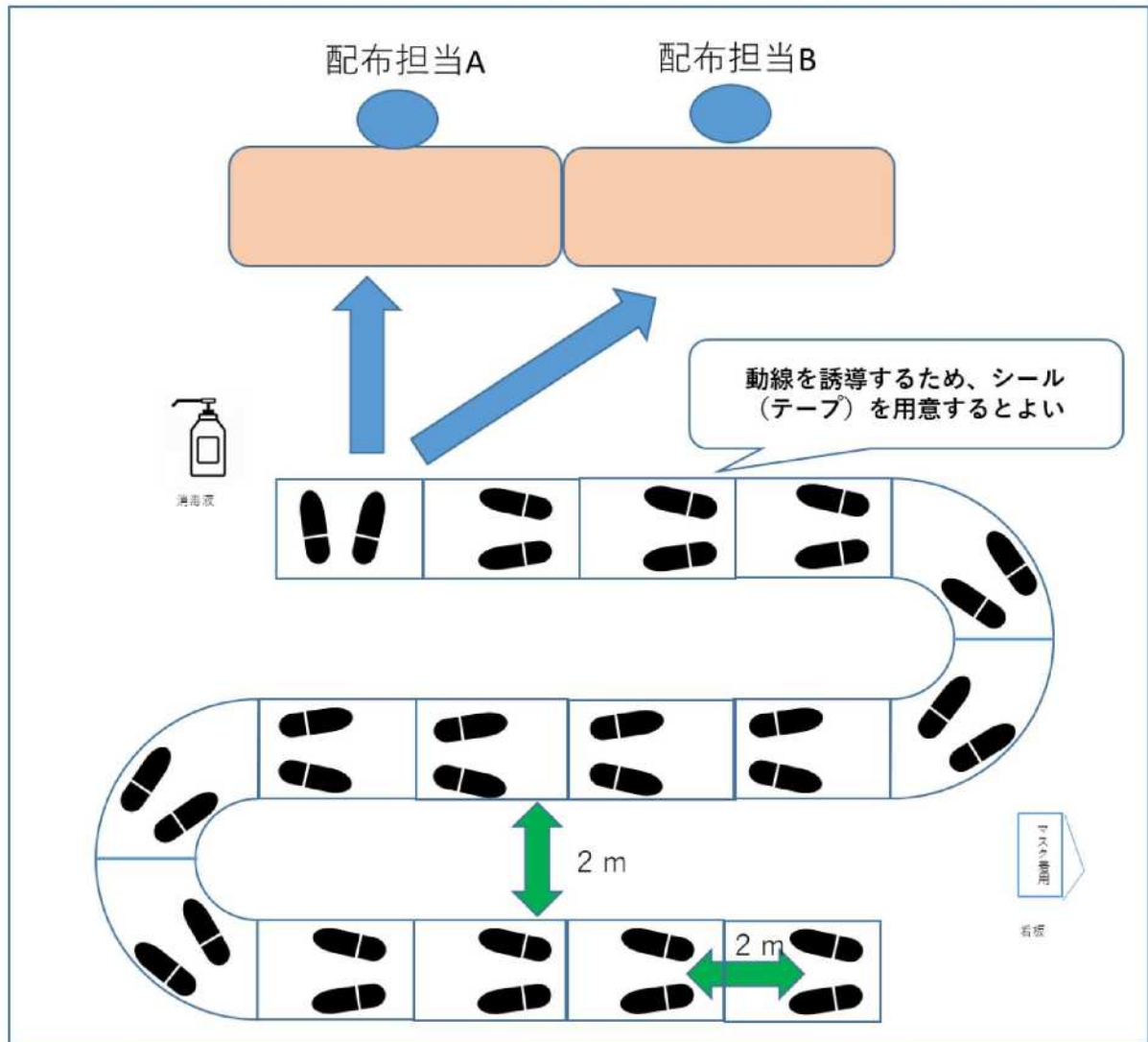
- 総合受付の場所を示し誘導

【発熱や体調不良がある場合】

- 専用スペースの場所を示し誘導
- 災害対策本部と連携し、速やかに医療機関へ

（岐阜県 避難所運営ガイドライン「新型コロナウイルス感染症対策編」より）

物品支給のレイアウト（例）



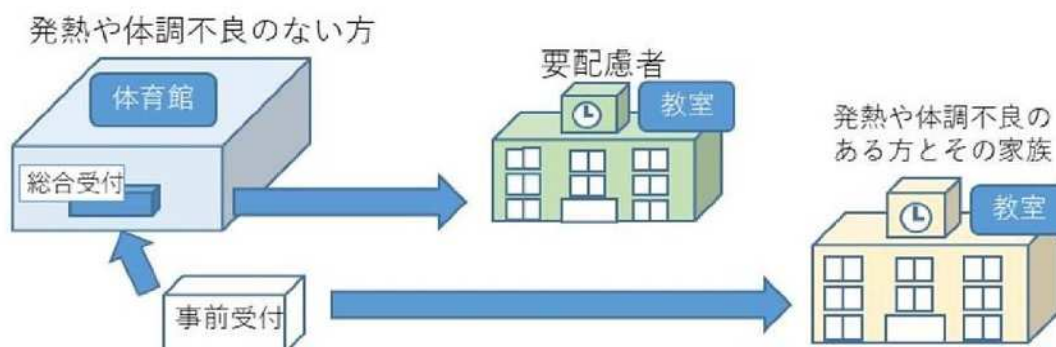
配布担当が行うこと

- 手渡しを避けて配給（机に置き、受け取ってもらう等の工夫）
- 配給前後に机などを消毒
- マスク、手袋、エプロン等の着用
- エリア毎に案内を行うなど工夫し、密集することを緩和

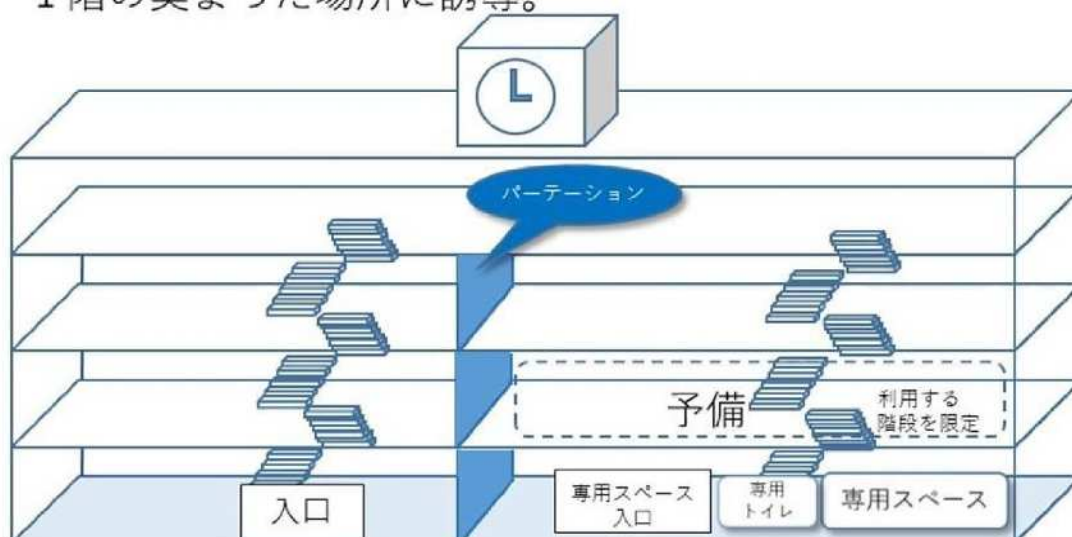
（岐阜県 避難所運営ガイドライン「新型コロナウイルス感染症対策編」より）

学校における専用スペース運用（例）

- ① 発熱や体調不良のある方の専用スペースは、別棟が望ましい。



- ② 別棟にできない場合、発熱や体調不良のある方とその家族は、1階の奥まった場所に誘導。

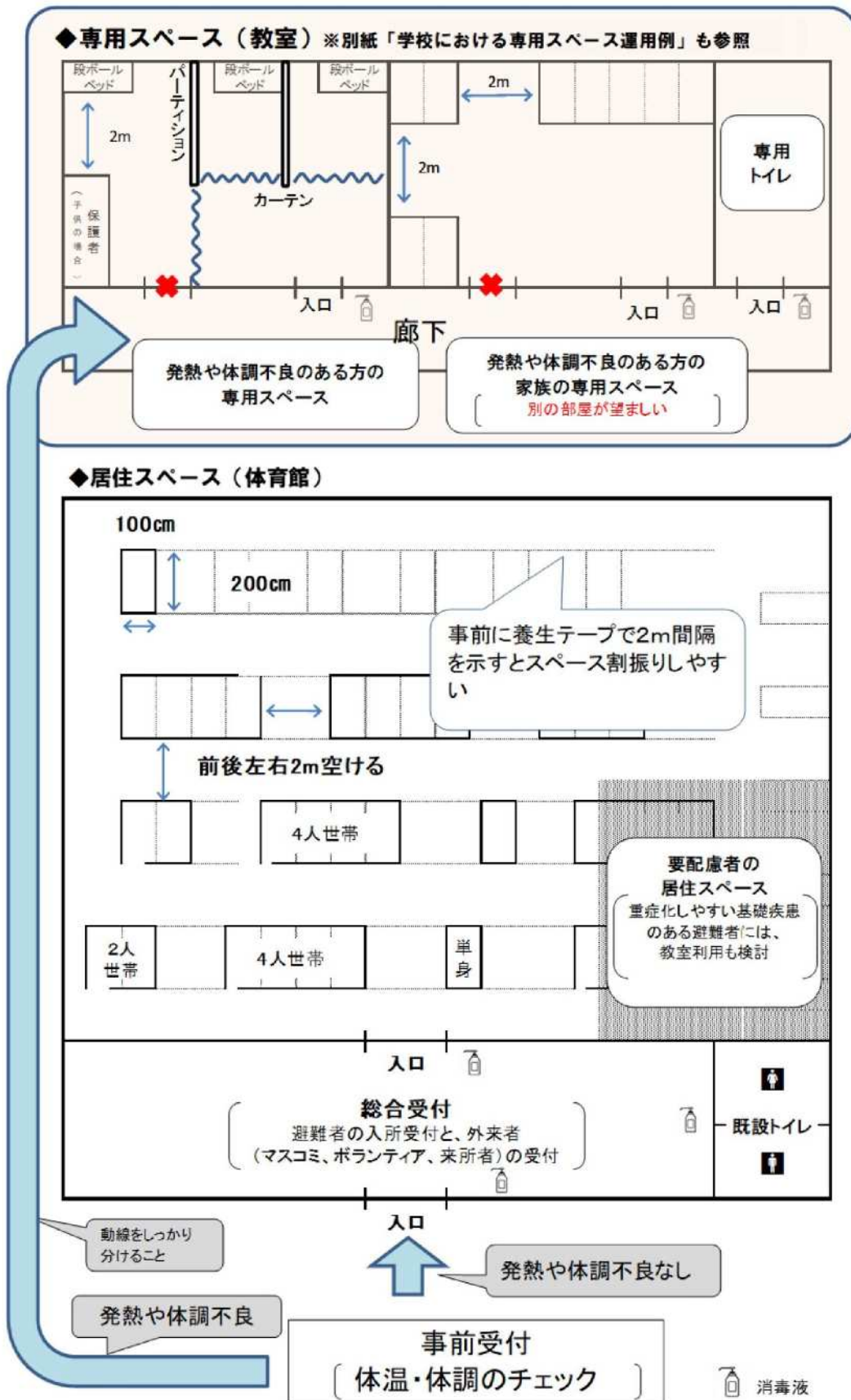


留意点

- ・専用スペースは医療機関へ搬送するまでの一時的な場所
- ・発熱や体調不良のある方の専用スペースを設置し、ない方の居住スペース(トイレや洗面所、動線等も含む)と完全分離
- ・発熱や体調不良のある方の看護は、限られた方で実施
- ・使用済みマスク等の専用スペース内のゴミは、密閉して廃棄

(岐阜県 避難所運営ガイドライン「新型コロナウイルス感染症対策編」より)

【避難所（体育館）のレイアウト（例）】

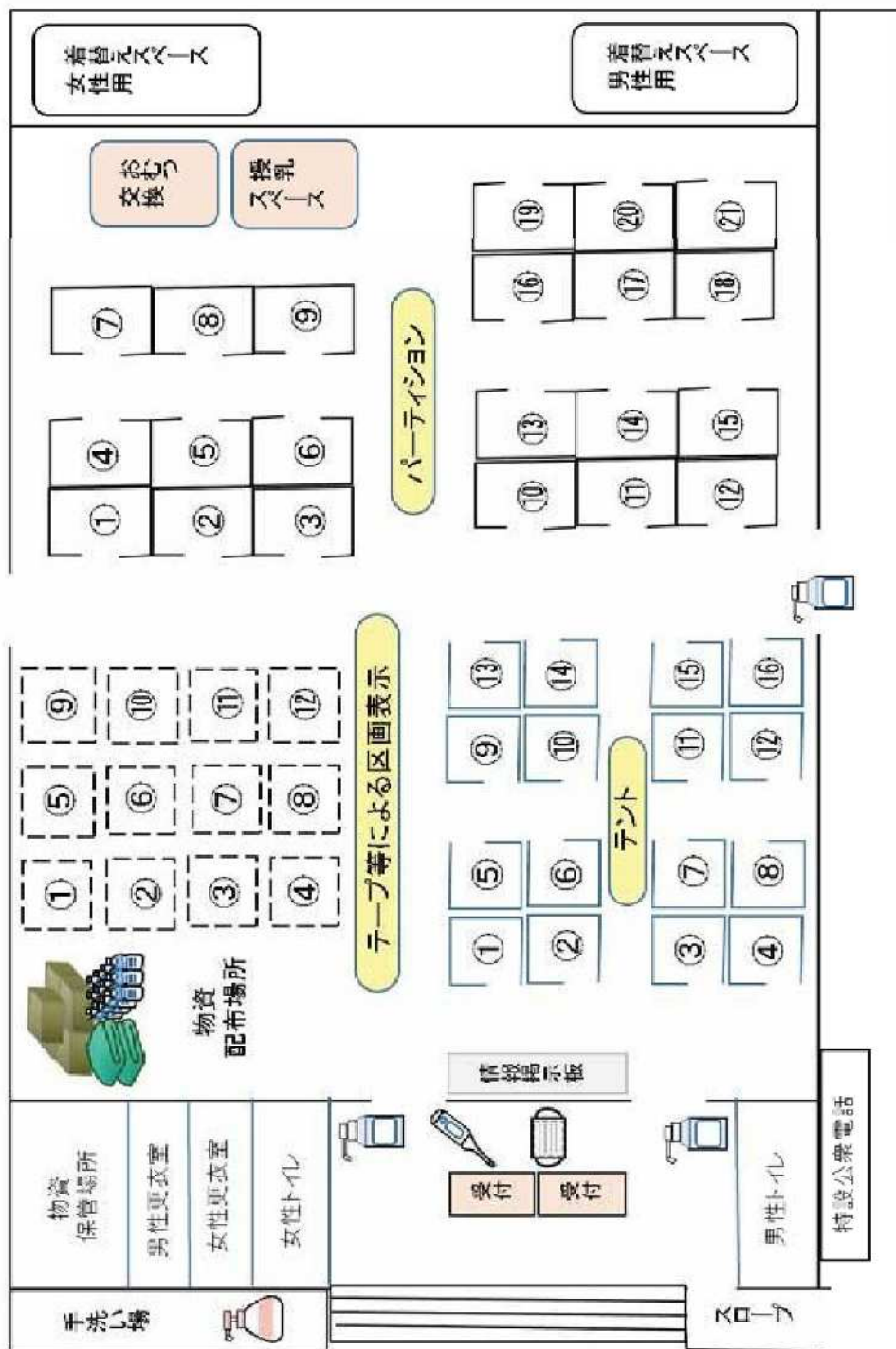


【健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）】

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

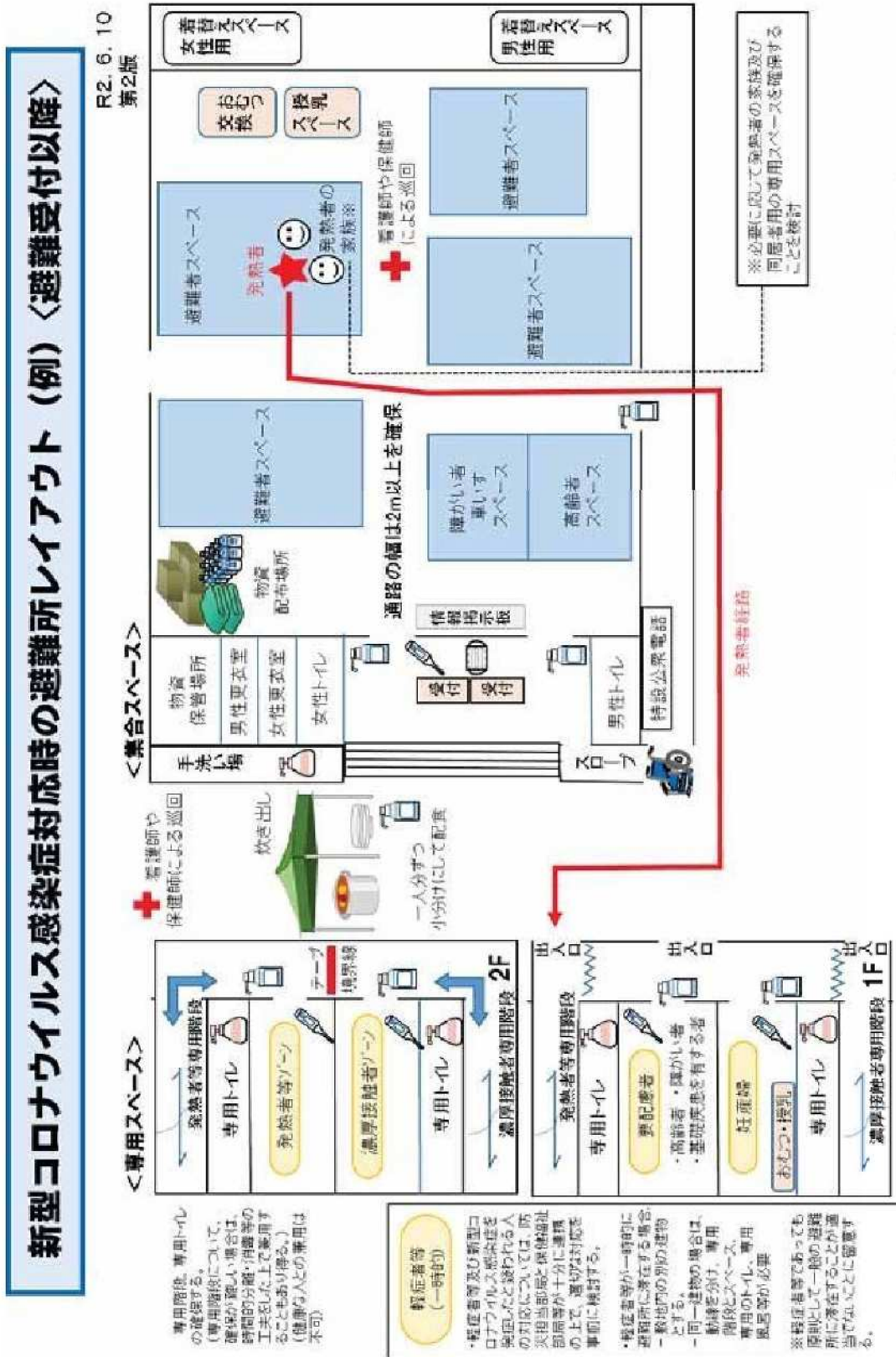
R2.6.10
第2版

- テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。



（内閣府 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイントより）

【避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉】



（内閣府 新型コロナウイルス感染症への配慮した避難所運営のポイントより）

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テープ等による区画表示

(例)

- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
- 家族間の距離を1m以上あける

※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

パーティションを利用した場合

(例)

- 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

テントを利用した場合

(例)

- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。

※ 人と人の間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを意識して過していただくことが望ましい。
 ※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人の距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。
 ※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

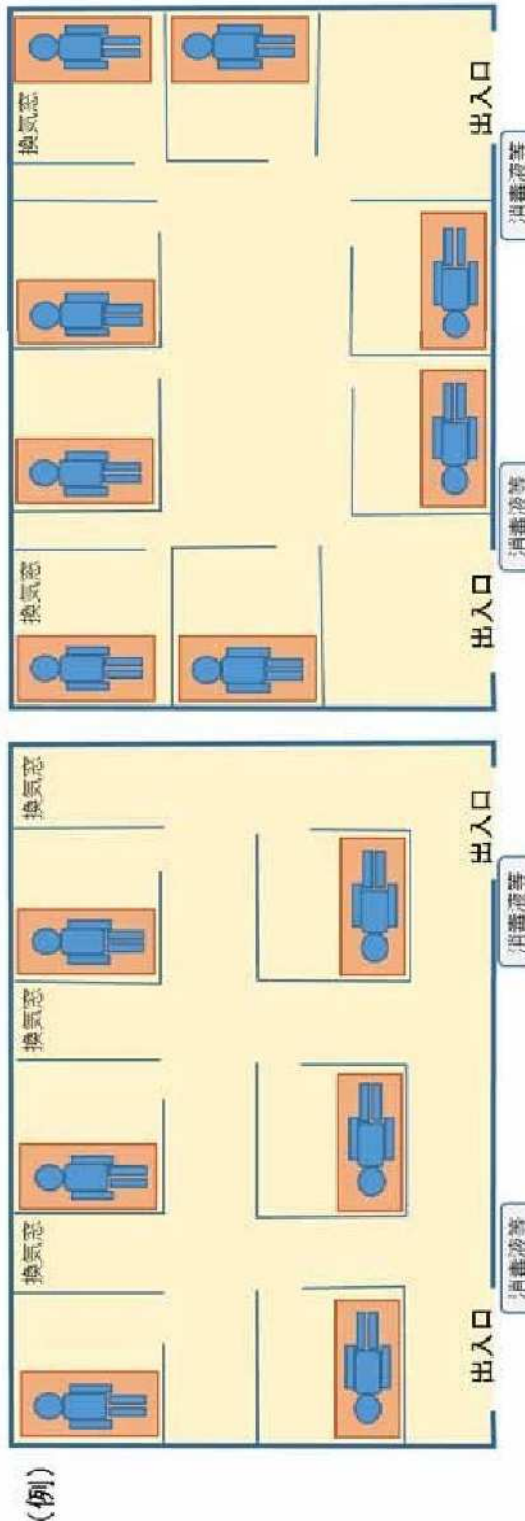
【健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）】

【発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）】

発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

R2.6.10
第2版

- 発熱・咳等のある人や濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用スペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにするのが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する可能性がある。
・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
(例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※ 発熱・咳等のある人や濃厚接触者は、マスクを着用する。
※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が懸念され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

(内閣府 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイントより)